

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

10 動労にたいする二〇二億損害賠償訴訟の取り下げ

国鉄当局は、一九七五年二月二六日から一二月三日まで八日間にわたっておこなわれた国労・動労等のいわゆるスト権ストにたいし、七六年二月一四日、二〇二億円の損害賠償を求める訴訟を提起し、以来一一年余にわたって裁判係争中であつたが、国鉄当局は八六年八月二七日、鉄労、動労、全施労などで組織する「国鉄改革労働組合協議会」(七月一八日結成)と第二次労使共同宣言を結んだうえ、その翌日の八月二八日総裁談話を発表し、動労にたいする訴えは取り下げ、国労にたいしてのみ訴訟を継続しておこなうとの態度を表明し、九月三日動労にたいする訴えを取り下げる手続をおこなった。これについて以下のような総裁談話が発表された。

【総裁談話】

「昭和五一年二月、国鉄は、国労と動労に対し、両組合がおこなった違法な『スト権スト』によりこうむった二〇二億円の損害につき、賠償請求訴訟を提起しました。爾来、同訴訟については、三九回の口頭弁論が重ねられ、その間、国鉄は、審理促進の努力を重ねてまいりましたが、今日に至るも結論を得るに至っておりません。

この間、動労は、五七年一二月以来ストライキをおこなわず、また「労使共同宣言」において、国鉄改革が実現するまでの間ストライキ等違法行為をおこなわないと宣言し、さらに「第二次労使共同宣言」において、新事業体移行後スト権が付与された場合においても、健全経営が定着するまでは、その行使を自粛することを明言しました。また、動労は、五七年以来、職場規律の是正、合理化、余剰人員対策の促進など国鉄の諸施策に積極的に協力をしてきており、さらに「第二次労使共同宣言」において、「民営・分割」による国鉄改革に賛成し、これに向かって一致協力して尽力する旨約束をいたしました。

このような事実から判断すると、動労に関する限り、違法ストが再びおこなわれるおそれは除去されたものといえますし、これまで動労がとってきた労使協調路線を将来にわたって定着させることは、今後の鉄道事業の健全な発展にとって大変有益であると考えます。また、動労からは、動労側が提起し係争中の訴訟三〇数件について、紛争状態を解消したいとの申し出を受けております。

したがって、これらの情勢にかんがみ、動労については「二〇二億訴訟」を取り下げ、これまで動労がとってきた労使協調路線を将来にわたって定着させる礎としたいと思います。

なお、国労については、今日まで訴訟を取り下げるべき事情が生じていませんので、

従来どおり訴訟を維持し、その早期決着をめざしてまいることとしますが、その際、動労に対する訴えの取り下げに関連して、国労に対する請求金額のうち、相当額の減額を検討することとします。」

国労は右取り下げに関連して裁判所にたいし、「かねて被告国労は、原告の本件損害賠償請求が国労・動労の自主的な団結の弱体化を狙った不当労働行為である旨主張してきた。はからずも、このたび、被告動労が原告国鉄の「合理化政策」、とりわけ国鉄の分割・民営化施策遂行に全面協力する旨、本件訴訟提起当時の態度を豹変させたことに呼応して、原告国鉄が被告動労にたいし本件訴訟を取り下げたことは、もともと本件損害賠償請求が損害の補填を目的としたものではなく、むしろ国労・動労に運動路線の変更を強いる手段としてなされたことを示すものであり、その不当労働行為であることを原告みずから認めたに等しいといえよう」と主張する準備書面(八六年九月九日付)を提出するとともに、国鉄当局にたいし、二〇二億損賠訴訟の取り下げ要求をおこなった。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
